

IASB の動向 (2013年11月～2014年1月)

たの ゆういち
専門研究員 田野 雄一

I. 基準等の公表

1. IASB が IAS 第 19 号「従業員給付」の狭い範囲の修正を公表 (2013年11月21日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年11月21日、「確定給付制度：従業員拠出」(IAS 第19号の修正) という表題の IAS 第19号「従業員給付」の狭い範囲の修正を公表した。

この狭い範囲の修正は、従業員又は第三者からの確定給付制度への拠出に適用される。この修正の目的は、従業員の勤続年数とは独立した拠出 (例えば、給与の一定比率に従って計算される従業員拠出) の会計処理を簡素化することである。

この論点は、IFRS 解釈指針委員会 (「解釈指針委員会」) への2通の要望書から生じたものであり、解釈指針委員会は IASB が基準を修正することを提案していた。

この修正は2014年7月1日から発効し、早期適用が認められる。

2. IASB が 2010-2012 年及び 2011-2013 年の年次改善サイクルを完了 (2013年12月12日)

IASB は、「年次改善 2010-2012 サイクル」及び「年次改善 2011-2013 サイクル」を公表し

た。

IASB は、他のプロジェクトの一部に含まれず、必要ではあるが緊急ではない国際財務報告基準 (IFRS) の修正を行うために、年次改善プロセスを用いている。修正を多数の断片的な変更ではなく単一の文書で示すことにより、IASB は、すべての関係者にとっての変更の負担を軽減することを意図している。

「年次改善 2010-2012 サイクル」は、IFRS の年次改善に係る 2010-2012 サイクルの間に扱った8つの論点に対応する、IFRS の修正の集合体である。当該修正は、2012年5月に公表された、IFRS の年次改善 2010-2012 年サイクルの公開草案に含まれていた提案によるものである。

「年次改善 2011-2013 サイクル」は、IFRS の年次改善に係る 2011-2013 サイクルの間に扱った4つの論点に対応する、IFRS の修正の集合体である。当該修正は、2012年11月に公表された、IFRS の年次改善 2011-2013 年サイクルの公開草案に含まれていた提案によるものである。

各修正の発効日は影響を受ける IFRS に記載されている。

3. IASB が料金規制対象活動に関する暫定基準を公表 (2014年1月30日)

IASB は、2014年1月30日に、暫定基準、IFRS 第14号「規制繰延勘定」を公表した。この暫定基準の目的は、料金規制対象活動に従事する企業の財務報告の比較可能性を高めることである。

多くの国には料金規制が課されている業種があり、政府が民間企業による特定の種類の活動についてその供給と価格設定を規制している。このような事業には、例えば、ガス、電力、水道事業などの公益事業が含まれる。料金規制は、企業の収益の時期及び金額に重大な影響を与える可能性がある。

IFRS には料金規制対象活動に関する特定のガイダンスがない。IASB は料金規制に係る多くの論点を検討するプロジェクトを進めており、2014年にディスカッション・ペーパーを公表する予定である。この包括的な料金規制対象活動プロジェクトの結果が出るまでの暫定的な対応として、IASB は IFRS 第14号を開発することを決定した。

IFRS 第14号は、初度適用企業が、IFRS 適用時において、料金規制に関連する金額を引き続き従前の会計原則の要求事項に従って認識することを認めている。しかし、IFRS をすでに適用し、かつ、このような金額を認識していない企業との比較可能性を高めるため、当基準の要求事項により、料金規制の影響を他の項目と区別して表示しなければならない。すでに IFRS 財務諸表を表示している企業はこの基準を適用することはできない。

IFRS 第14号「規制繰延勘定」は2016年1月1日から発効し、早期適用が認められる。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が IAS 第27号「個別財務諸表」の狭い範囲の修正に関する提案を公表 (2013年12月2日)

IASB は、公開草案「個別財務諸表における持分法」(IAS 第27号の修正案)を一般のコメントを求めるため公表した。IAS 第27号の修正案は、企業が個別(親会社のみ)財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを認めることを提案している。

IASB は、この変更案は、多くの企業にとって遵守コストを削減しつつ、投資者の純資産及び純損益の評価に有用な情報を提供すると予想している。

本提案は一般のコメントを求めるため60日間公開された。これは通常のコメント期間より短くなっているが、この変更が重要であるのは数か所の法域しかないことを反映したものである。

2. IASB が年次改善プロジェクト(年次改善2012-2014年サイクル)による修正案を公表 (2013年12月11日)

IASB は、一般のコメントを募集するため、年次改善プロジェクトによる4つのIFRSへの5つの修正案の公開草案を公表した。このプロジェクトは、IFRSの狭い範囲の修正の集合体を効率的に処理するための簡素化したプロセスを提供している。

この修正案は、2012年に開始したプロジェクトのサイクルでIASBが議論した論点を反映している。

これらの修正は、IASBの「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されている年次改善プロセスの要件に合致している。この要件は、

IFRS の明確化又は訂正に関連する事項を年次改善プロセスを用いて扱うべきかどうかの判断の助けとなるものである。

今回の修正について提案している発効日は、2016年1月1日以後開始する事業年度であるが、IASBは企業に早期適用を認めることを提案している。

Ⅲ. その他のIASB関連のプレスリリース

1. IASBが金融商品会計の改革における重要なステップを完了（2013年11月19日）

IASBは、金融商品の会計処理の要求事項に対する修正の1つのパッケージの完了を発表した。この修正は、次のことを行う。

1. ヘッジ会計の大幅な見直しを導入し、企業がリスク管理活動をより適切に財務諸表に反映できるようにする。
2. IFRS第9号「金融商品」にすでに含まれていた、いわゆる「自己の信用」の問題に対処するための変更を、金融商品の他の会計処理を変更する必要なしに単独で適用することを認める。
3. 2015年1月1日というIFRS第9号の強制発効日を削除し、財務諸表の作成者が新しい要求事項に移行するための十分な時間を設ける。

ヘッジ会計

IASBは、新しいヘッジ会計モデルを、ヘッジ会計を適用する企業のリスク管理活動に関する対応する開示とともに導入した。ヘッジ会計の変更及び関連する開示は、リスク管理活動を財務諸表に適切に反映することの難しさに関して財務諸表作成者が提起した懸念に対応して開発された。また、この変更は、ヘッジ会計を理解することの難しさに関して財務諸表利用者が提起した懸念にも対処している。

新しいモデルはヘッジ会計の大幅な見直しであり、企業がリスク管理活動をより適切に財務諸表に反映できるようになる。最も重要な改善は、非金融リスクをヘッジするリスク管理活動に適用されるので、これらの改善は金融機関以外にとって特に関心のあるものとなると予想される。これらの変更の結果として、財務諸表利用者は、リスク管理及びヘッジ会計が財務諸表に与える影響に関してより適切な情報を提供されるようになるであろう。

自己の信用

今回の修正の一部として、企業が公正価値で測定することを選択した負債の会計処理の変更を、IFRS第9号の他の要求事項を適用する前に行うことを可能とする変更も導入された。この会計処理の変更は、そうした負債に係る企業自身の信用リスクの悪化を原因とする利得が純損益に認識されなくなることを意味する。今回の修正により、この長く待望されていた財務報告への改善の早期適用が可能となる。

IFRS第9号の発効日

IFRS第9号プロジェクトの減損フェーズがまだ完了していないため、IASBは、2015年1月1日という強制発効日は企業が新基準の適用を準備するための十分な時間を提供しないと判断した。したがって、IASBは、新しい発効日はIFRS第9号プロジェクト全体が完了に近づく時点で決定すべきであると決定し、2013年11月にIFRS第9号に対して行われた修正では、IFRS第9号から強制発効日を削除した。しかし、企業は依然としてIFRS第9号を直ちに適用することを選択できる。

2. IASBがIFRS第3号の適用後レビューに関する公開協議を開始（2014年1月30日）

IASBは、2014年1月30日に、IFRS第3号「企業結合」の適用を評価する適用後レビューの公開協議段階を開始し、本基準の適用にお

る経験及び本基準の適用の影響に関する情報要請を公表した。本情報要請は、IFRS 第3号が、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しているか否か、また本基準の適用上の課題が生じる領域があるか否か、及び本基準の要求事項に従って作成、監査、執行する際に予想外のコストが発生しているか否かに関するフィードバックを求めている。

本情報要請の公表とあわせて、IASBは国際的に広範なアウトリーチ活動を実施し、IFRS 第3号の適用の影響に関するフィードバックを収集する予定である。

本情報要請の期限は2014年5月30日である。

IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. 評議員会が諮問会議の新しいメンバーを任命 (2013年11月25日)

IASBを監督する立場にあるIFRS財団の評議員会は、IFRS諮問会議の新たなメンバーとして次の14名を指名したことを発表した。

- Peter Chambers氏—投資管理協会 (Investment Management Association)
- Micheline Dionne氏—国際アクチュアリー会 (International Actuarial Association)
- Egbert Eeftink氏—KPMG
- Stephenie Fox氏—国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
- Dr Jens Freiberg氏—BDO
- Jake Green氏—Grant Thornton
- Markus Grund氏—保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors) (再任)
- John Hitchins氏—PwC (再任)
- Igor Kozyrev氏—ルクオイル (Lukoil)

- 熊谷五郎氏—日本証券アナリスト協会
- Danita Ostling氏—EY
- Lynda Sullivan氏—ハブグローバル保険グループ (HUB Global Insurance Group)
- Stephen Taylor氏—デロイト (Deloitte)
- Dr Lothar Weniger氏—企業財務報告利用者フォーラム (Corporate Reporting Users' Forum)

全員の任期は、2014年1月1日より開始する。新しいメンバーは、Norbert Barth氏、Andrew Buchanan氏、Gerard Ee氏、金子誠一氏、April Mackenzie氏、Liz Murrall氏、Joel Osnoss氏、Francis Ruygt氏、Jerry de St. Paer氏、Jim Sylph氏、Leo van der Tas氏及びMark Vaessen氏の後任である。

2013年末に任期が満了する諮問会議のメンバーの後任メンバーに関する追加の任命についても随時評議員会より発表される予定である。2013年末で退任するPaul Cherry氏の後任となる諮問会議の新たな議長は、評議員会より随時発表される予定である。

2. Maria Helena Santana氏及びLynn Wood氏がIFRS財団の評議員に就任 (2013年11月26日)

IASBを監督する立場にあるIFRS財団の評議員会は、IFRS財団の評議員としてMaria Helena Santana氏及びLynn Wood氏を指名したことを発表した。両名の任期は、2014年1月1日から2016年12月31日までで、1度の再任(3年)が可能である。

Maria Helena Santana氏は、2007年から2012年7月までブラジル証券取引委員会(CVM)の委員長を務めた。

Lynn Wood氏は、2011年よりオーストラリア財務報告評議会の議長及びニュージーランド外部報告審議会のメンバーを務めている。

3. IFRS 財団が Maystadt 報告に対するコメントを公表 (2013年12月5日)

IFRS 財団は、Philippe Maystadt 氏 (EU 委員 Barnier 氏の特別アドバイザー) による、国際会計基準に対する欧州連合 (EU) の貢献を強化するミッションに関する最終報告にコメントした。IFRS 財団は、本報告書の推進に向けて欧州経済財務相理事会 (ECOFIN) 及び欧州委員会が検討を進めていることを認識している。

Maystadt 氏のミッション遂行の過程で、IFRS 財団は、欧州議会、EU 連合理事会、EU 委員会において、Maystadt 氏自身をはじめとする多くの関係者と継続的にコンタクトを取ってきた。IFRS 財団は、Maystadt 氏の最終報告に公式にコメントした。主なコメントは以下のとおりである。

IFRS 財団は、

- EU の貢献がどのような組織の下でどのように運営されるかについては欧州機関が決定するものであると認識しており、それを尊重している。一方で、「欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の変革」が選択された場合には、現在すでに十分に長い IFRS の検討過程がさらに長くなる可能性について懸念していることを強調したい。
- Maystadt 報告書において、基準ごとのアドプション・プロセスの維持に対する支持を強調していることを歓迎する。一方で、国際的な規範から逸脱するような変更を、欧州の会計基準に導入する可能性のある欧州のエンドースメント・メカニズムを導入するリスクについて警告する。
- 金融安定化及び経済成長という目標について、IFRS 財団がサポートすることを強調するとともに、IFRS が資本市場に透明性をもたらすことで金融安定化と経済成長の双方に貢献すると信じていることを強調する。

4. IFRS の国際的なアドプションに向けた実質的な進展を調査の最新アップデートにより確認 (2013年12月9日)

IFRS の各法域のアドプションを調査するプロジェクトの第3フェーズの完了により、IFRS 財団は、IFRS がすでに財務報告の事実上の国際的言語となっているという確固たる証拠を収集した。第3フェーズには、追加された41か国で IFRS がどのように使用されているかに関する調査研究が含まれており、調査対象国の総数は122となった。

この調査結果に基づくプロフィールは、IFRS の使用に関する各法域の決定、例えば、どの会社、どの種類の財務諸表、IFRS が要求又は容認されるかどうかを記述している。プロフィールは、法域が IFRS に何らかの修正を行ったのか、監査報告書の文言、各国の法律又は規制の下での IFRS のアドプション又はエンドースメントのための各法域の手続の性質を説明している。

122 のすべての法域のプロフィールに基づく主要な発見事項は以下のとおりである。

- ほとんどすべての法域が、国際的な会計基準に対して、及び、当該国際的な会計基準としての IFRS に対して、公約している。
- IFRS は、122 の法域のうち 101 (83%) の法域で、すべて又は大部分の国内上場企業にすでに要求されている。
- すべて又は大部分の国内上場企業に IFRS をまだ要求していない残りの国の大部分は、少なくとも一部の上場企業に IFRS を容認している。
- 上場企業に IFRS をアドプションした 101 の法域の約 60% は、当該要求事項を非上場の金融機関及び (又は) 大規模な非上場企業にまで拡張している。
- 上場企業に IFRS をアドプションした 101 の法域の約 90% は、非上場企業に対しても

IFRS を要求又は容認している。

- IFRS への修正は稀であり、多くの場合、一時的なものであり、適用が限定されている。
- 122 の法域のうち 57 の法域が、中小企業向け IFRS (IFRS for SMEs) を要求又は容認しており、他の 16 の法域が前向きに検討している。

各法域のプロフィールは、前 IASB 理事 Paul Pacter 氏の指導の下、IFRS 財団が作成したものである。IFRS 財団は、アンケート調査に回答した基準設定主体及び他の関連団体が提供したデータに基づいて、当該プロフィールを起草した。

データを検証するため、IFRS 財団はアンケート調査の回答者及び他の関係者（規制当局及び国際的な監査事務所を含む）に草案のレビューを依頼し、そのコメントは公表されたプロフィールに反映されている。

5. IASB が Hugh Shields 氏をエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターに任命 (2013 年 12 月 12 日)

IASB は、Hugh Shields 氏を 2014 年 3 月にエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターへ任命すると発表した。同氏は IASB のテクニカル・スタッフを指揮し、すべての技術的事項の効率的な運営に責務を担う予定である。

Shields 氏は、現在、欧州・中東・アフリカ地域におけるクレディ・スイスのマネージング・ディレクターを務めている。同氏は、銀行の財務報告及び規制上の報告の責任者であり、20 か国で約 200 名のチームを率いている。

6. Joanna Perry 氏が IFRS 諮問会議の議長に就任 (2013 年 12 月 13 日)

IFRS 財団の評議員会は、Joanna Perry 氏の IFRS 諮問会議の議長への任命を発表した。

Joanna Perry 氏は、2011 年 6 月までの 8 年

間、ニュージーランド財務報告基準審議会 (FRSB) の議長を務め、この間、FRSB の議長として、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) のメンバーも務めた。

現在、Joanna Perry 氏は、解釈指針委員会のメンバーを務めており、また、ニュージーランド及びオーストラリアにおける幅広い公開企業及び非公開企業のさまざまな上級職及び非常勤の役員を務めている。

7. 評議員会が諮問会議の新しいメンバーを任命 (2014 年 1 月 15 日)

IASB を監督する立場にある IFRS 財団の評議員会は、2014 年 1 月 15 日、IFRS 諮問会議のメンバーとして新たに次の 3 名を任命したことを発表した。

- Olav Jones 氏—欧州保険協会 (Insurance Europe)
- Anne Simpson 氏—米国機関投資家協議会 (Council of Institutional Investors)
- Surya Subramanian 氏—エミレーツ NBD (Emirates NBD)

任期は即時発効となる。今回の任命は 2014 年度の 2 回目の任命であり、残り 2 名の任命は随時発表される予定である。

8. モニタリング・ボードが新たなメンバーを公表 (2014 年 1 月 28 日)

IFRS 財団を監督する立場にある IFRS 財団モニタリング・ボードは、2014 年 1 月 28 日、ブラジルの証券取引委員会 (Comissão de Valores Mobiliários (CVM)) と韓国の金融委員会 (Financial Services Commission (FSC)) を新たにモニタリング・ボードのメンバーとして選出したことを発表した。

V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2013 年 10 月 28 日～11 月 1 日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2013 年 11 月 20 日～22 日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2013 年 12 月 12 日)
- 通常会議 (2014 年 1 月 22 日～23 日、一部 FASB との合同会議)

また、解釈指針委員会の会議は、2013 年 11 月 12 日～13 日、2014 年 1 月 29 日～30 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 222 頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい)。

VI. その他の IASB 関連会議

- 2013 年 11 月 5 日 概念フレームワークに関する公開の円卓会議 (東京) (詳細について

は、本誌 158 頁の「IASB ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に関する円卓会議の概要」を参照いただきたい。)。

- 2013 年 11 月 11 日 IASB の代表者と世界作成者フォーラム (GPF) との合同会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 226 頁の「世界作成者フォーラム (GPF) (2013 年 11 月 11 日) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2013 年 11 月 15 日 料金規制対象活動に関する諮問グループ会議 (ロンドン)
- 2013 年 11 月 18 日 フィールドワークと影響分析のための方法論に関する諮問グループ会議 (ロンドン)
- 2013 年 12 月 5 日、6 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 20 頁の「2013 年 12 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) について」を参照いただきたい。)
- 2013 年 12 月 16 日、17 日 新興経済グループ (EEG) 会議 (マレーシア クアラルンプール)